

寒川町青少年問題協議会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<u>寒川町青少年問題協議会条例</u> (設置) 第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条 _____ _____の規定により<u>寒川町青少年問題協議会</u>（以下「協議会」という。）を設置する。 (協議会) 第2条 協議会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1)・(2) (略) (加える) (加える) 2 (略) 第3条 協議会は、会長及び委員<u>21人</u>以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。 (1) <u>町議会の議員</u> (2) <u>町及び関係行政機関の職員</u> (3) <u>学識経験者</u> 3 (略)	<u>寒川町青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会条例</u> (設置) 第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条及びいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1項の規定により<u>寒川町青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会</u>（以下「協議会」という。）を設置する。 (協議会) 第2条 協議会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1)・(2) (略) (3) <u>いじめの防止等（いじめ防止対策推進法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）に関する関係行政機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を調査審議すること。</u> (4) <u>いじめの防止等に関する関係行政機関及び団体相互の連絡調整を図ること。</u> 2 (略) 第3条 協議会は、会長及び委員<u>18人</u>以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。 (1) <u>町及び関係行政機関の職員</u> (2) <u>学識経験者</u> (3) <u>その他町長が必要と認める者</u> 3 (略)

(附則第2項関係) 寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現 行				改 正 案			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
番 号	職 名	支 給 区 分	報 酬 額	番 号	職 名	支 給 区 分	報 酬 額

(略)				(略)			
29	青少年問題協議会委員	同	8,700円	29	青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会委員	同	8,700円
(略)				(略)			

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年6月1日から施行する。
(寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年寒川町条例第19号)の一部を次のように改正する。
別表第1中「青少年問題協議会委員」を「青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会委員」に改める。